

うべ障害者就労ネットサポーター制度募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇部市地域自立支援協議会就労支援部会（以下「就労支援部会」という。）が障害者の自立と社会参加を図るため、障害者雇用への理解及び障害者の就労を支援することを目的として活動していることに賛同する者を募集して、うべ障害者就労ネットサポーター（以下「サポーター」という。）として登録することに関して必要な事項を定める。

(要件)

第2条 サポーターは、原則として山口県民及び山口県内に本店、支店、営業所等を置く法人その他の団体等とし、就労支援部会の活動を支援するため、第5条に規定する受入れ可能な協賛金を納付するものとする。ただし、次の各号に該当する就労支援部会の活動を悪用した不正行為等を行う者又はそのおそれのある者は、サポーターとして登録することができない。

- (1) 法令に違反する者又はそのおそれがある者
- (2) 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害する者又はそのおそれがある者
- (3) 政治的若しくは宗教的活動を行う又はそのおそれがある団体等
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を行う者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- (6) その他就労支援部会の部会長（以下「部会長」という。）がサポーターとして不適当と認める者

(サポーターの募集)

第3条 サポーターは、会計年度ごとに募集するものとし、募集期間、協賛金の額その他必要な事項については、市広報紙等に掲載する。

(協賛金)

第4条 協賛金は、1会計年度につき、個人にあつては1口2,000円、法人その他の団体等にあつては1口10,000円とする。

(協賛金の受入)

第5条 就労支援部会は、サポーターからの納付により協賛金を受け入れるものとする。ただし、次の各号に掲げる条件が付されているもの等については、これを受け入れることができない。

- (1) 協賛金により取得した財産を無償でサポーターに譲与すること。

- (2) 協賛金の運営の結果得られた商標権及び著作権その他これらに準ずる権利をサポート者に譲渡又は使用させること。
- (3) 協賛金の使用について、サポート者に会計検査を行わせること。
- (4) その他就労支援部会の活動に支障があると部会長が認めたもの。

(協賛金の納付等の手続)

第6条 サポート者の登録を申し込む者（以下「申込者」という。）は、うべ障害者就労ネットサポーター申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を部会長に提出するとともに、当該申込書の提出日から起算して10日以内に部会長の指定する金融機関の口座に協賛金を振り込むこととする。

- 2 協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込金受領書をもって代えるものとする。ただし、申込者が希望する場合には、就労支援部会は協賛金の納付を確認の上、領収書を発行することができる。
- 3 納付された協賛金は返還しない。ただし、第2条各号に掲げる者が納付した協賛金及び第5条各号に掲げる条件の付された協賛金については、この限りではない。

(登録)

第7条 部会長は、申込者から申込書の提出及び協賛金の納付があったときは、当該申込書の内容及び協賛金の額についての審査を行い、サポート者の登録を行う。ただし、部会長は、登録後において第2条の要件を欠くに至ったと認めるときは、そのサポート者の登録を抹消する。

- 2 登録されたサポート者は、就労支援部会の活動に関する必要な情報を受けることができる。

(協賛金の支出)

第8条 協賛金は、障害者の就労を支援するために必要な講演会の開催や冊子の作成等就労支援部会の活動を行うための経費に充てる。

(サポート者の名称等の公表)

第9条 登録されたサポート者が名称等の公表を希望するときは、当該活動において作成する各種印刷物や開催する行事等で当該サポート者の名称等を公表するものとし、公表する名称等については、原則として20字以内とする。

(サポート者の名称等の公表期間)

第10条 前条の規定によるサポート者の名称等の公表を行う期間は、当該公表を開始した日から募集期間の属する会計年度の末日までとする。ただし、各種印刷物等に掲載済みの名称等については、印刷物等の在庫終了をもって公表期間の終了とする。

(サポーターの名称等の公表の中止)

第11条 サポーターは、第9条に規定する名称等の公表の中止を希望するときは、うべ障害者就労ネットサポーター名称等公表中止申出書（様式第2号）を部会長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、部会長は、サポーターが第2条各号のいずれかに該当すると認めるとき、その他サポーターの名称等の公表を行うことが適切でないと認めるときは、前項の規定による申出書の提出を受けることなくサポーターの名称等の公表を中止することができる。

3 部会長は、前項の規定によりサポーターの名称等の公表を中止したときは、速やかに当該サポーターにその旨を通知するものとする。

(会計報告等)

第12条 就労支援部会の活動の実績及び予算の会計については、会計年度の終了後にサポーターに対して報告を行う。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、サポーター設置に関し必要な事項は、部会長が就労支援部会に諮って別に定める。

附 則

この要項は、平成24年5月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

うべ障害者就労ネットサポーター申込書

年 月 日

宇部市地域自立支援協議会就労支援部会
部会長 様

申込者 住所・所在地 _____

(団体名)
氏名・名称 _____

連絡先 _____

うべ障害者就労ネットサポーター制度募集要項を承諾し、下記のとおりサポーターの登録を申し込みます。

	項 目	内 容	
1	協賛年度	年度	
2	区 分 (いずれかに○)	個 人	企業、団体等 (※)
3	協 賛 金	(個人 1口 2,000 円) 2,000 円 × _____ 口 計 _____ 円	(団体 1口 10,000 円) 10,000 円 × _____ 口 計 _____ 円
4	名称の公表希望 (いずれかに○)	有	無
5	公表する名称等 (20字以内)		
6	領収書の要否 (いずれかに○)	要	否

(※) 個人事業主 (店舗等) は企業、団体等を含む。

登録に当たっては、申込書類の内容および協賛金額が、要件を満たしているか審査いたします。サポーターの登録要件などに反する場合には、登録が承認されないことがあります。なお、申込書類は返却いたしません。また、登録申込書類は、登録申込に伴う確認及び事務局からの連絡以外の用途に使用することはありません。

(様式第 2 号)

うべ障害者就労ネットサポーター名称等公表中止申出書

年 月 日

宇部市地域自立支援協議会就労支援部会
部会長 様

申込者 住所・所在地

(団体名)

氏名・名称

連 絡 先

うべ障害者就労ネットサポーターの名称等の公表を中止したいので、うべ障害者就労ネットサポーター制度募集要項第 11 条に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 掲載の中止希望日

年 月 日から 年 月 日まで

2 掲載しているサポーターの名称など